

第101回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

---

招集年月日 令和3年12月15日（水曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 議 12月15日 午前9時30分宣告（第5日）

---

議事日程

- 日程第 1 第110号議案 一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 第111号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 3 文教民生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 所管事務調査について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第110号議案 一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 第111号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 3 文教民生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 所管事務調査について
- 

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 田 中 一 郎 議員	12 番 林 克 治 議員
13 番 宮 元 裕 祐 議員	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

---

欠 席 議 員            な            し

---

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	小谷 慎一 君	書記	大谷 哲也 君
書記	小椋 沙織 君	書記	中瀬 裕文 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	富田 健次 君
教育長	中田 直人 君	市長公室長	水口 浩也 君
総務部長	前田 正人 君	市民生活部長	森本 和人 君
健康福祉部長	津村 裕二 君	産業部長	樽本 勝弘 君
建設部長	太中 豊和 君	一宮市民局長	上長 正典 君
波賀市民局長	坂口 知巳 君	千種市民局長	福山 敏彦 君
会計管理者	前川 満 君	総合病院副院長兼事務部長	菅原 誠 君
教育委員会教育部長	大谷 奈雅子 君	農業委員会事務局長	田路 仁 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(飯田吉則君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

暫時休憩します。

午前 9時32分休憩

---

午前 9時32分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

お手元にただいま配付されました、例月出納検査報告書をあらかじめ配ってありましたのに間違いがございました。申し訳ございませんでした。御高覧願います。

報告2、本日市長から、議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第110号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第1、第110号議案、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本議案は、去る12月10日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年12月10日に審査依頼のありました、第110号議案、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定については、同日に第16回総務経済常任委員会を招集し、その中で文教民生常任委員会との連合審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第110号議案の主な内容は、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園に係る令和4年4月1日から令和9年3月31日までの次期指定管理者に株式会社ビーバー

レコードを指定するものです。

審査の中で、委員からは、公募のなかった前回から今回の指定に当たり変更はあったのか、また、文化財保護は指定管理業務に含まれるのかとの質疑があり、当局からは、前回からの変更ではなく、指定管理業務は家原遺跡公園の運営管理であり、文化財の保護は教育委員会において行うとの回答がありました。

また、指定管理料についての質疑があり、当局からは、基本協定を締結する中で定めるものであり、金額については新年度予算で審査いただきたいとの回答がありました。

質疑終了後、総務経済常任委員会において参考に賛否の確認をしましたところ、第110号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第111号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第111号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第111号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

高校生世代までの児童を対象にした子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、国からの通知に基づき先行給付金として児童一人当たり5万円を年内に支給するため、12月10日に補正予算を議決いただいたところではありますが、政府として、残りの5万円についても一括して現金で支給することを認めるとの意向が示されたことから、子育て世帯の経済的負担等を考慮し、いち早く年内に一括して支給できるよう、当該給付金の残り5万円を支給するために必要な事業費及び事務費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ2億6,031万8,000円を追加し、補正後の総額を252億7,329万7,000円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。ただいま提案がありました宍粟市一般会計補正予算（第8号）に関しまして、何点か質疑をさせていただこうと思います。

市長に宍粟市としての見解をお伺いしたいと思います。

ただいま提案理由があったとおりでございますが、国のほうも二転三転しながら三つの選択肢を可能とする決定がされたようでございます。5万円とクーポン、それから先行5万円と後の5万円、さらには今提案がありました一括10万円の現金給付という3種類の選択肢が示されたと思いますが、宍粟市がこの一括10万円の方法を選択された理由について、他の方法と比較して、なぜこれを選択されたのか、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思っております。

それから、国の制度設計は所得制限が付いておりますので、全ての子どもが対象

になってないというふうに思いますが、宍粟市で対象外となる子どもさんの数はおおむね180人とお伺いしたかなと、前回の審査で分かったかと思うんですが、もう少し正確に教えていただきたいというふうに思います。

それと、今、この給付の在り方については、自治体の独自財源も含めて、それぞれ自治体が判断してもよいということになっておりまして、兵庫県内でも国の設計どおりいくところであったり、あるいは独自財源を用いて全ての子どもを対象に給付をするという、そういう自治体も現れていると聞いております。宍粟市がこの国の設計どおり給付される、この理由について再度お伺いしたいと思います。

といいますのも、国の制度設計の所得制限960万円というふうに報道されておりますけども、この間の先行の5万円のときの審査でもありましたが、扶養親族が多い場合は収入が1,000万円を超える方も支給の対象になってございますし、共働きの家庭でありますと、もっと多くの収入のある方も対象になるということで、わずかな人数であれば、全ての子どもさんを対象にするということも判断としてあってよかったんじゃないかなというふうには思うわけですけども、そのあたりの検討をどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大きく3点ありますが、人数については、私、概略はつかんでおりますが、詳しくは担当部長からということであります。

当初から想定しておりますと、その対象外の方は120人足らずになると。これは前回のところでも、担当委員会等々で報告しているんじゃないかと思います。再度そのことは担当部長から御答弁させたいと思います。

1点目のなぜ現金一括交付にしたのかと、こういうことではありますが、御承知のとおり、国の制度が当初5万円は現金、それから残り5万円はクーポン、それぞれの制度設計の中でクーポンについては地域の経済を含めると、ただ、御承知のとおり、もともとの子育て支援ということで入学式とか、あるいはいろんなとき、それに間に合うようにと、こういうことであったところではありますが、現実、宍粟市もこれまで地域応援券とか、いろんなことでクーポン等々を発行させていただきました。

現実申し上げますと、その印刷そのものもいろんな偽造防止もありますので、おおむね3カ月程度かかるということが、これまでの経験値からあります。じゃあ、どの店をどうしていくのかというと、当初国が示しておりましたスケジュールで申しますと、現実3月というのは、とてもこれは事務的に無理だと、このようには思

っていました。しかし、私市長としては、現金の5万円の給付と同時に、クーポンで地域経済というのは両面であるべしかなと、このようには思っておったところですが、国が示したスケジュールではとても事務的には不可能に近いと、こういうことは当然想定外の範疇でありました。できましたら、そういう想定外のスケジュール感の中ででしたら、勢い現金のほうが望ましいという判断も当時しておりました。

しかし、現金のことにつきましては、国会でも議論のあったとおり、なかなか国が一括というのは認めないと、こういうことでありましたので、ところが、先日来、一昨日ですが、国会の予算委員会の中で、総理も現金も可能ということで急遽昨日、正式にそういう、口頭であります、正式な文書ではありませんが、そういう方向でも構わへんということでありましたので、現実、子育て世代の大変な状況の中で、ぜひスピード感をもって年内の支給したいと、そういう思いの中から、事務も含めてですが、いろいろ議論した結果、こういった形で上程をさせていただいたと、こういうことであります。より早急な支給のほうが子育て家庭への支援につながると、このように考えた結果でありますので、そのように御理解いただいたらと思います。

3点目の独自支援であります、基本的に今朝の新聞等々でもありましたし、県内でも独自にということも報告を聞いております。しかし、現実、国の制度では先ほどおっしゃったとおり960万円、ただし1人ということで、こういう制限があるわけですが、それもいろいろ検討した結果、国の制度にのっとって所得制限を設けると、このことが妥当性があると。

ただ、もう一つは、財源の問題も当然あるわけですが、そのことも加味しながら、よりスピードある対応をしていきたいということで、今回そういう判断に至ったと、このように御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 私のほうからは、給付制限となる人数のことで答弁させていただきたいと思いますが、本年度の現時点における児童手当の所得制限に係る児童につきましては、現在118人でございます。加えて、児童手当ですので、公務員につきましては基本的にはその事業所から出るということになっておりまして、公務員に係る一定の給与所得水準以上の方については、ちょっと補足できないというふうな現状がございます。でありますので、118人プラスアルファということで、今想定をしておりますのは120名から130名の児童が給付水準以上の家庭におられるというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） もう1点だけ確認をさせていただきたいんですが、先ほども言われたように、私たちもこの情報はテレビとか新聞から聞くということになっております。たしか昨日の総理が予算委員会の場で近日中に各自治体に通知をするというお話があったと思います。今日既に通知が来ているのかどうか。正式にはなくて、口頭か何かとおっしゃったんですが、そういうことで今日議会在判断して、問題はないのかどうか、そのあたりの確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私もその予算委員会も注視しながら、山際経済担当大臣もプッシュ型ということで、できるだけそういうことで早急にという、それぞれ自治体の判断でと、こういうこともありました。総理もあのような発言をされまして、結果的には自治体の判断ということでもありますので、国はその支援をするということもおっしゃってましたので、そういう形で急遽昨日決めて、今日、大変申し訳なかったんですが、上程させていただいたと、こういうことであります。

ただ、政府はそういった方向でありますので、財源としては国庫支出金ということで上げさせていただいたと、こういうことであります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） そういうことではなくて、全て財源は国の財源に頼っているわけですから、本日決定してそごはないでしょうねという、その確認をさせていただきたいということです。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私はないと思います。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第111号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 今の質疑で大体分かったんですけども、この議案については今朝配付されたものであって、やっぱり委員会に付託して審査することを求めます。

○議長（飯田吉則君） ただいま林議員のほうから委員会付託を求めるとの意見がございました。ほかの委員の方、何か御意見ございますか。



(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 賛成者はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 賛成者はございませんので、ただいまお諮りしましたとおり、委員会付託を省略して行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 異議なしと認めます。

第111号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第111号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第111号議案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 文教民生常任委員会所管事務調査報告

○議長(飯田吉則君) 日程第3、文教民生常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 失礼いたします。文教民生常任委員会所管事務調査として、令和3年度の閉会中の継続調査事項のうち、公立宍粟総合病院に関する調査が終了しましたので、会議規則の規定により調査結果の報告をいたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

調査事項は、病院収益事業経営健全化について、二つ目に、地域包括ケア、病診連携あるいは医師派遣について、三つ目には、2次救急医療体制に関する事項についてであります。

調査日については、記載のとおりであります。

調査の終了報告について、概要の御報告をいたします。

まず、調査の経過につきましては、調査事項に対する現状と課題、それぞれの具体的な取組内容について、説明員の出席を求め調査を実施いたしました。

病院収益事業に関しましては、この間、病床数及び病床機能の見直しによりまして、回復病棟の療養環境の改善、あるいは200床未満による診療報酬の算定変更などで、入院・外来の患者とも増えておりまして、医業収益は増加傾向にあります。ただ、公立病院が担う不採算事業や独自事業に係ります一般会計からの繰入金は、約6億円前後で推移しておりまして、さらなる経営努力が必要であります。

最近では、外来患者数及び病床利用率は病棟の再編と救急の積極的な受入れによりまして、令和元年度では公立病院改革プランに掲げる目標値を達成しております。しかし、コロナ専用病床化の影響もありまして、外来患者数及び病床利用率は減少傾向にあります。

二つ目の地域包括ケア病棟につきましては、急性期を経過した患者、ポストアキュート及び在宅や介護施設などからの患者、サブアキュートに対して十分な治療を継続して提供する役割を担っております。在宅患者や市内の一般診療所からの受入れと退院調整が必要となっております。特に、高齢化の進行に伴いまして、居宅等における医療需要の増加が見込まれていますが、市内の診療所医師の高齢化など、在宅療養患者の受け持ち数の減少及び夜間往診ができる診療所の減少など、在宅医療需要の増加への対応が大きな課題となっております。

三つ目の2次救急医療体制に関しましては、宍粟総合病院は2次救急医療機関の指定を受けていることから、1次・2次の救急医療体制の確保整備が課題となっております。

これら現状と課題を踏まえながら具体的な調査を実施いたしました。調査内容は、記載のとおりでございます。ごらんをいただきたいと思います。

まず、病院収益事業経営健全化に関する事項につきましては、公立病院改革プランに掲げます目標値と実績値の推移について調査いたしました。

二つ目には、診療圏域、2次医療圏の中ですが、別の集患状況、三つ目には、医師・看護師・医療従事職員等の確保について調査いたしました。

次に、地域包括ケアに関しましては、ポストアキュート、サブアキュートの役割、あるいは訪問診療の状況について、調査いたしました。

それから、2次救急医療体制に関する事項につきましては、救急車の受入れ状況、特に宍粟消防署の搬送状況などについて調査いたしました。

これら調査を踏まえまして、文教民生常任委員会としての意見は、次のとおりで

あります。

病院収益事業につきましては、コロナ禍という厳しい状況にありますが、病院改革プランに掲げます医業収支比率の目標95.2%は達成しています。しかし、集患力の強化や病院改革によって、医業収支比率の目標値を100%に設定できるよう努められたいと思います。

病院収益事業にとって重要なことは医師の確保にあります。2020年、診療報酬の改定に係る基本方針では、地域医療構想の実現に向けた取組、医師・医療従事者の働き方改革の推進などにより、総合的な医療提供体制の改革を実施していくことが求められております。特に、働き方改革に関しましては、2024年4月から、医師の時間外労働の上限規制が適用される予定であります。労働時間短縮に向けた医師などの確保、タスクシェアリングあるいはチーム医療などの推進による計画的な取組が必要であります。

二つ目に、地域包括ケアにつきましては、宍粟市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、地域完結型医療を構築し、市民に安全で安心な医療の提供体制が確立されております。しかし、高齢化の進展に伴い、在宅療養者の入院需要も増加すると想定されるため、在宅療養者の入院の受入れと在宅復帰などにつながる質の高い在宅医療の確保を求めます。

また、市内の一般診療所が担える在宅療養者数は、医師の高齢化等に伴い、減少することが予測されるため、宍粟総合病院が在宅医療を支える中心的な役割を果たしてほしいと考えます。

最後に、2次救急医療体制について、市内の急病者の1次及び2次救急患者の積極的な受入れに努められ、地域で必要な医療が効果的・効率的に提供されているものと評価できます。今後、夜間・休日におきます当直体制の確保、医師等の働き方改革の推進に向けた体制整備が必要であると考えます。

以上により公立宍粟総合病院に関する継続調査事項について、終了報告といたします。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 調査の内容、課題までは今委員長が言われたとおりだと思うんですけどね、委員会として意見を出すんだったら、やっぱり課題解決に向けて

こういう取組をしたら解決できるんじゃないかというような提言も出す必要があると思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 委員会の調査につきまして、ただいま継続調査の内容について議長に報告をさせていただきました。今後、委員会あるいは全議員と協議いたしまして、議長から提言として出せるように今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） よろしいですか。

これで文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

#### 日程第4 所管事務等調査について

○議長（飯田吉則君） 日程第7、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第101回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第101回宍粟市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会が開会いたします頃には、新型コロナウイルス感染症の第5波も落ち着きを見せていましたことら、議員各位並びに当局の皆様の感染症防止の対策の中、ほぼ通常の本会議に近い形での議事運営ができ、無事閉会を迎えられたことにつきまして誠にありがとうございました。

今期定例会では、条例の一部改正について、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定についてなど、ほか一般会計補正予算（第6号）に続き、まほろばの湯及び家原遺跡公園に係る指定管理者の指定や、コロナ禍における子育て世帯への臨時給付事業に係る補正など、多くの重要議案の上程がありました。議員各位の御精励により適切妥当な結論に至り議了いたしました。ありがとうございます。

さて、冒頭にも申し上げたところでございますが、新型コロナの第5波の緊急事態宣言の解除を受けて、経済活動が再始動を始め人の流れも活発化しようかとした矢先、新たにオミクロン株なる新しいものが流行し始めております。まだまだ予断を許さない状況ではありますが、油断することなく、新たな年に向けて希望を持って進んでいきたいものであります。

それでは、議員各位、市長はじめ当局の皆様、さらには市民の皆様が御健勝で新年を迎えられますことを祈念いたしまして閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○市長（福元晶三君） 第101回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月26日に開会いたしました第101回宍粟市議会定例会は、飯田議長、大久保副議長をはじめ議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和3年度の一般会計補正予算等々追加議案を含めまして24件の議案につきまして、慎重に御審議の上、議決をいただきました。ここに改めてお礼を申し上げます。

さて、来る12月27日に千種市民協働センター「ライブラリーちくさ」が一部供用開始を迎えます。本施設の整備に当たりましては、平成29年度に千種町域の生活圏の拠点づくり検討委員会を設置し、自治会長はじめ各種団体の代表の皆様に参加いただき、気軽に集まる空間づくりをキーワードに活発な議論を重ねていただきました。この場をお借りいたしまして、それぞれの皆さんに厚くお礼を申し上げます。

このたび整備しましたライブラリーちくさには、千種町の新拠点としていつもたくさんの人で賑わい、生き生きと活気あふれる場所になってほしいとの願いが込められております。千種町では、先人から引き継がれた清流千種川やクリンソウなどの美しい自然があり、たたら伝統、商店街での賑わいなど、自然と人の営みにより育まれたすばらしい歴史や文化が息づいています。そこにライブラリーちくさの新た

な賑わいが加わることで、さらに魅力のある千種町の風景へと発展し、その中で皆様が元気に笑顔で日常生活を営まれることを期待をしておるところであります。

いよいよこれから本格的な寒さに向かってまいります。コロナ禍の中で予断は許さない状況下ではありますが、議員各位には、なお一層健康に御留意をいただき、ますます御活躍いただきますとともに、御家族おそろいで、すばらしい新年をお迎えになりますよう、併せまして市民の皆様におかれましても新年が平穏で希望ある年となりますよう心から祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時6分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 八 木 雄 治

宍粟市議会議員 西 本 諭